

令和8年度 「加美町かみ〜ご留学生」募集要項（案）

加美町・加美町教育委員会

加美町は、県外から宮城県中新田高等学校（以下、「中新田高校」という。）に入学する生徒を「加美町かみ〜ご留学生」（以下、「留学生」という。）として募集する。

I. 目的

加美町では、中新田高校において実施される「地域創造学」や「カヌー競技」、加美町の自然や文化、伝統などに関心のある県外生徒を受け入れし、県内外の生徒が多様な価値観をもとに学び合うことで、未来の地域社会を担う人材育成や地域の活性化を実現するため、本制度を行なう。

II. 留学生制度

1 留学の時期、期間、人数等

- (1) 留学開始時期 令和8年4月1日
- (2) 留学期間 3年間
- (3) 募集人数 5名程度

2 住まい

- (1) 男女ともに、町で確保した寮（アパート個室タイプ）で生活する。
- (2) 入寮する期間は、最長3年間とする。
- (3) 必要最低限の家電等は、部屋に備えている。

IH 調理器、冷蔵庫、洗濯機、電子レンジ、天井照明、カーテン、カメラ付きインターフォン

3 食事

原則、1日3食提供可能（平日及び休日、朝食・昼食・夕食）

※希望により提供回数を変更できる。（事前連絡が必要）

4 通学

徒歩又は自転車での通学

5 サポート体制

- (1) 学校と町が連携し、生徒の学習や学校生活などを支援する。
- (2) 町と地域住民が協力し、日常生活の見守りや緊急時の対応、相談等に対応する。
- (3) 町の支援制度により、医療費は18歳に到達した年度まで、自己負担分を町が全額負担する。※保険診療対象外の治療などを除く。

6 その他

留学生として町のサポートを受けるためには、加美町への住民登録が必要である。

Ⅲ. 費用等

1 住居費・食費

- (1) 部屋代は、町負担とする。 ※町が保護者に補助金を交付
- (2) 食費及び光熱水費は、保護者負担とする。
- (3) 入寮の際に生じる敷金礼金及び火災保険料は、保護者負担とする。
なお、退寮時に部屋の原状回復のため、追加費用が生じる場合がある。

2 諸費

校内外の活動費や初期費用（制服、教科書等）、町内会費は、保護者負担とする。

Ⅳ. 申込および選考

1 申込対象者

次の（１）から（３）をすべて満たすことが必要である。

- (1) 申込時において、令和８年３月に**県外**の中学校を卒業見込みであり、令和８年度宮城県立高等学校入学者選抜方針における【全国募集選抜】の出願資格の要件（以下、①～③）を満たす者
 - ①加美町及び地域での学びに関心があり、中新田高校への志願理由が明確であること。
 - ②志願者及び保護者が宮城県外に居住していること。
 - ③志願者が中新田高校の入学期日までに、宮城県内に居住する予定であること。
- (2) 中新田高校への入学を希望する者
- (3) 加美町に居住しながら、規則等を守り健康で自立した高校生活を送ることができる者

2 申込方法

在学中学校を通じて、所定の申込書類を加美町教育委員会へ**簡易書留**により郵送すること。

※中新田高校の全国募集にかかる出願にあたり、加美町への身元引受人の依頼を希望する場合には、**本制度への申込が必要である。**

3 申込期間

令和7年10月10日（金）から令和7年11月28日（金）まで ※必着

4 申込に必要な書類

- (1) 「加美町かみ〜ご留学生」申込書（申込者及び保護者が作成）
- (2) 申込者調査書（在学中学校が作成）

5 「加美町かみ〜ご留学生候補者」の選考

- (1) 「加美町かみ〜ご留学生候補者」（以下、「候補者」という。）の選考は、『加美町かみ〜ご留学生申込書』及び『申込者調査書』、『面接（申込者）』により行う。
- (2) 面接については、令和7年12月中旬に加美町内で実施する。なお、同日に保護者面談も行う。（保護者面談の内容は、選考に含まない）
※開催日時及び場所等の詳細については、申込受付後に別途連絡予定
- (3) 選考基準は別紙のとおりとする。

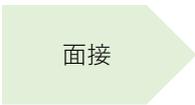
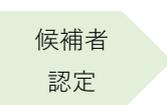
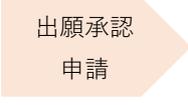
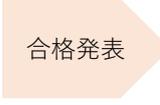
6 候補者の認定

- (1) 選考結果は、令和8年1月中旬頃までに在籍中学校長を通して通知する。
- (2) 候補者に認定された者は、中新田高校の入学試験（宮城県立高等学校入学者選抜）を受験すること。
- (3) 候補者に認定された者が提出した書類について、事実相違が認められた時は、認定を取消すことがある。

7 留学生の決定

- (1) 候補者に認定され、かつ中新田高校の入学試験に合格した者を留学生として決定する。
- (2) 入学後も、年に1回程度の面談等を実施する。
- (3) 次の事項に該当する場合、決定を取り消す場合がある。
 - ・提出書類や選考に係る面接の内容等について、事実相違が認められたとき。
 - ・加美町等が善良な指導、監護を行っているにもかかわらず、留学生の不良行為等により、指導監護を続けることが困難となったとき。
 - ・加美町等に多大な損害を与える行為があったとき。
 - ・中新田高校において、著しく出席日数が不足したとき。
 - ・留学生又は保護者の都合により転校、又は退学したとき。
 - ・その他、町長が特に必要と認めたとき。

8 申込から決定の流れまで

手続先	手続きの流れ			
町	 申込先： 加美町教育委員会 教育総務課 申込期間： 令和7年10月10日（金）～ 令和7年11月28日（金）	 面接日： 令和7年12月中旬 ※申込者へ後日連絡	 通知日： 令和8年1月中旬	 通知日： 令和8年3月中旬
高校	 申請先： ウェブ出願システム 受付期間： 令和7年12月上旬～ 令和8年2月中旬	 出願先： ウェブ出願システム 出願期間： 令和8年2月中旬	 会場： 中新田高等学校 受験日： 令和8年3月上旬	 合格発表： 令和8年3月中旬

V. 申込み・問合せ先

〒981-4401 宮城県加美郡加美町宮崎字屋敷一番5 2 番地 4
 加美町教育委員会教育総務課 学校魅力化推進係
 T E L : 0229-69-5112 F A X : 0229-63-6433
 E-mail : kyouikusoumu@town.kami.miyagi.jp